

県北広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年4月5日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100114	洋野町	洋野町指定うなばら荘訪問介護事業所	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	平成28年3月31日

2 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100122	洋野町	洋野町指定うなばら荘法訪問入浴介護事業所	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	平成28年3月31日

3 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100130	洋野町	洋野町立特別養護老人ホームうなばら荘指定短期入所生活介護事業所	九戸郡洋野町種市第23地割27番地2	平成28年3月31日